

令和8年度「地域住民のためのコンサート」
（「三井住友海上文化財団ときめくひととき」公演）募集要項



「開催地募集オンライン説明会」開催

日時：【第1回】8月21日（木）13:00～14:00 【第2回】8月22日（金）13:00～14:00

形式：zoom ウェビナー（要事前申込）

詳細は、財団ホームページ>コンサート>開催地募集 をご参照ください。

募集期間 令和7年8月1日（金）～9月30日（火）

申込締切 令和7年9月30日（火）データ必着

募集対象 〔開催期間〕令和8年度

・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

〔開催会場〕市町村が所有する公立文化ホール

・文化ホールがない場合は公民館や公立体育館（学校含む）も可。

〔開催予定数〕全国30ヵ所程度

・原則として各都道府県につき1ヵ所

1. 「地域住民のためのコンサート」（「三井住友海上文化財団ときめくひととき」公演[※]）について

（1）事業概要

地域における文化の振興を支援するため、都道府県、市町村および公益財団法人三井住友海上文化財団（以下「当財団」）の三者共同主催により、各地の公立文化ホール等を会場として、地域の皆さまへ廉価で質の高いクラシックコンサートを提供する事業です。演奏家の出演料、宿泊費等を当財団が助成することにより、少ない経費負担でコンサートを開催することができます。（詳細は後記「2.(5)経費分担」参照）一人でも多くの方にコンサートへ足を運んでいただき、生の演奏に触れ、音楽を好きになっていただき、地域に音楽を楽しむ風土を培っていただくことを目指しています。

※公演名は、「三井住友海上文化財団ときめくひととき 第〇回（令和8年度は第1090回から）」としています。

（2）本事業の特徴

・1000回を超える開催実績

費用の一部を負担するとともに、コンサートには当財団職員（通常2名）が必ず同行し、コンサートを開催したことがない会場においても円滑に運営することができるように、開催ノウハウ（ソフト面）をお伝えすることも行っています。

・全25組の一流演奏家による豊富なプログラム

日本で指折りの演奏家からお好きなプログラムを選択いただけます。

・地域の皆さまとの交流

出演演奏家との舞台共演や楽器指導等、地域の皆さまとより身近に交流できる機会を提供します。

・音楽ホール以外でも全国各地開催可能

音楽専用ホールがない場合は、当財団所有の仮設反響板を無償で貸し出します。



2. 開催概要

（1）主催者

原則として、都道府県、市町村および当財団の三者共同主催とします。上記の趣旨から市町村が実質的な主催者[※]になります。会場の指定管理者が主催事業として開催する場合は、四者の共同主催とします。

また、市町村教育委員会が主催者に加わる、または市町村に替わることも可能です。なお、主催業務に実行委員会等が携わる場合には、「主管」としていただきます。

※以下、主催者の内、市町村、市町村教育委員会、指定管理者を「開催地主催者」といいます。

(2) プログラム（出演演奏家・編成・曲目例等）

全 25 組のプログラムより第 3 希望まで選択いただけます。

〔注〕ピアノ公演（No.1～3）はフルコンサートグランドピアノがある会場で実施します。その他のプログラムは上記以外でも実施可能です。アップライトピアノの場合はご相談ください。

〔別紙〕令和 8 年度「地域住民のためのコンサート」（「三井住友海上文化財団 ときめくひととき」公演）プログラムリスト（以下「プログラムリスト」）

(3) コンサート開催に際した交流プラン

地域の皆さまが出演演奏家とより身近に交流できる場をコンサートに付随させるオプションです（以下「交流プラン」）。ご希望の場合は、次表の交流プラン 1～5 より選択いただけます。

〔参考〕令和 6 年度「地域住民のためのコンサート」（「三井住友海上文化財団 ときめくひととき」公演）写真で見るこの一年 ～コンサート・交流プラン風景～

1 「共演」	開場中、開演前、本番中（アンコール等）に出演演奏家と一緒に演奏						
	<table border="1"><tbody><tr><td>対象</td><td>合唱、吹奏楽、楽器、その他</td></tr><tr><td>場所</td><td>コンサート会場</td></tr><tr><td>時間</td><td>15 分程度（数曲）（注）当日リハーサル参加必須</td></tr></tbody></table>	対象	合唱、吹奏楽、楽器、その他	場所	コンサート会場	時間	15 分程度（数曲）（注）当日リハーサル参加必須
対象	合唱、吹奏楽、楽器、その他						
場所	コンサート会場						
時間	15 分程度（数曲）（注）当日リハーサル参加必須						
2 「鑑賞教室」	授業の時間にお話や体験を交えながら実施するコンサート						
	<table border="1"><tbody><tr><td>対象</td><td>幼稚園児・保育園児、小学生、中学生、高校生</td></tr><tr><td>場所</td><td>コンサート会場、学校（体育館、音楽室等）</td></tr><tr><td>時間</td><td>40～60 分（授業時間による）</td></tr></tbody></table>	対象	幼稚園児・保育園児、小学生、中学生、高校生	場所	コンサート会場、学校（体育館、音楽室等）	時間	40～60 分（授業時間による）
対象	幼稚園児・保育園児、小学生、中学生、高校生						
場所	コンサート会場、学校（体育館、音楽室等）						
時間	40～60 分（授業時間による）						
3 「子どもミニコンサート」	未就学児等と保護者が一緒に楽しむことができるコンサート						
	<table border="1"><tbody><tr><td>対象</td><td>0 才～、3 才～、6 才～</td></tr><tr><td>場所</td><td>コンサート会場</td></tr><tr><td>時間</td><td>～60 分</td></tr></tbody></table>	対象	0 才～、3 才～、6 才～	場所	コンサート会場	時間	～60 分
対象	0 才～、3 才～、6 才～						
場所	コンサート会場						
時間	～60 分						
4 「クリニック」	楽器や合唱・吹奏楽等のグループレッスン						
	<table border="1"><tbody><tr><td>対象</td><td>小学生、中学生、高校生、大学生、一般</td></tr><tr><td>場所</td><td>コンサート会場（ホール、会議室等）、学校</td></tr><tr><td>時間</td><td>60～120 分程度</td></tr></tbody></table>	対象	小学生、中学生、高校生、大学生、一般	場所	コンサート会場（ホール、会議室等）、学校	時間	60～120 分程度
対象	小学生、中学生、高校生、大学生、一般						
場所	コンサート会場（ホール、会議室等）、学校						
時間	60～120 分程度						
5 「マスタークラス」	楽器や声楽の公開個人レッスン（聴講者も指導や専門的な内容を学ぶ）						
	<table border="1"><tbody><tr><td>対象</td><td>一定の演奏レベルを有する学生や一般の方</td></tr><tr><td>場所</td><td>コンサート会場</td></tr><tr><td>時間</td><td>60～120 分程度</td></tr></tbody></table>	対象	一定の演奏レベルを有する学生や一般の方	場所	コンサート会場	時間	60～120 分程度
対象	一定の演奏レベルを有する学生や一般の方						
場所	コンサート会場						
時間	60～120 分程度						
開催料	原則 1 プランにつき税込 2 万円を開催地主催者が負担、残りを当財団が負担。 〔注〕プログラムにより異なる場合があります。						

<スケジュール>

【例 1】（土）現地入り（日）コンサート（月）鑑賞教室

【例 2】（金）現地入り（土）子どもミニコンサート（日）コンサート

<補足>

- ・プログラムにより実施可能な交流プランが異なります。別紙「プログラムリスト」をご参照ください。
- ・交流プランの実施日は、コンサートの前日、当日、翌日のいずれかとなります。
- ・実施する内容、スケジュールは出演演奏家と調整し、決定します。ご希望を踏まえて準備を進めますが、様々な事情によりご希望に沿えない場合があります。

(4) 入場料

入場料はすべて開催地主催者の収入とし、価格は開催地主催者に決定いただきます。決定に当たっては以下の点を踏まえるようお願いいたします。

- ・一人でも多くの地域の皆さまがコンサートに親しめるように、開催地主催者が負担する経費（下記「(5)経費分担」参照）をカバーする程度の低額の入場料としてください。
- ・お客さまがチケットを購入してコンサートに足を運び、音楽を楽しむ風土を培う観点から、入場料を無料または著しく低廉（一般 1,000 円未満）にすることは避けてください。
- ・小学生から高校生に音楽鑑賞の機会を提供することを目的として、高校生以下を招待または無料（整理券配布）にすることは可能です。

<入場料の水準（目安）>

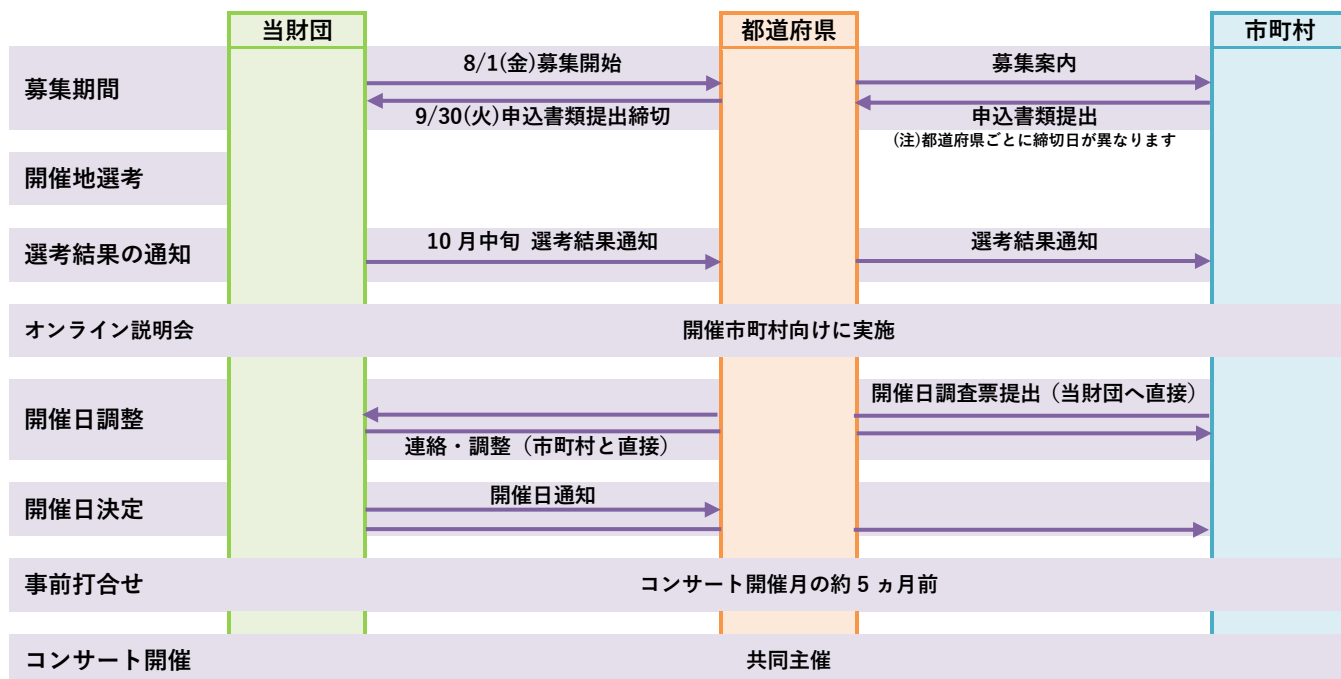
一律 1,000～1,500 円 / 一般 1,000～1,500 円 / 高校生以下 500～1,000 円 / 親子ペア 1,500～2,000 円

（注）未就学児の入場はご遠慮いただきます。

(5) 経費分担

負担者	内訳	
当財団	<ul style="list-style-type: none"> ・出演演奏家の出演料 ・出演演奏家および同行する当財団職員の交通費（東京から会場最寄の空港または新幹線・特急停車駅まで） ・出演演奏家および同行する当財団職員の宿泊費 ・大型楽器の運搬費（ハープ、打楽器等） 	
開催地主催者	印刷費	・チラシ、ポスター、チケット、当日配布プログラムの作成費
	広報費	・新聞、テレビ、ラジオによる広告宣伝費
	会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料 ・ピアノ調律費 （注）ピアノ公演（No.1,2）の場合は、出演演奏家が指定する調律師の調律費、宿泊費、交通費を負担いただきます。
	交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者および出演演奏家による事前打合せの出張経費（当財団事務所で実施の場合） ・現地での送迎（会場最寄の空港または新幹線・特急停車駅と会場・宿泊先の間、会場と宿泊先の間）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権料 ・ケータリング費 ・委託費（ピアノの譜めくりや、舞台スタッフ等を委託する場合）
交流プラン経費	<ul style="list-style-type: none"> ・開催料（前記「(3)コンサート開催に際した交流プラン」参照） ・交流プランの実施に係るその他の費用（印刷費、会場費、現地での送迎等） 	

3. 申込から開催までの流れ



(1) 申込者および推薦者

申込者は市町村または市町村教育委員会、推薦者は都道府県知事または都道府県教育長とします。

(注) 都道府県知事または都道府県教育長の推薦がない場合(市町村から直接当財団へ送付した場合等)、申込みは無効となります。

(2) 申込書類

① 申込総括票(都道府県記入)

[別紙] 令和8年度「地域住民のためのコンサート」(「三井住友海上文化財団 ときめくひととき」公演)申込総括票(以下「申込総括票」)

都道府県文化担当部局課にて申込書をお取りまとめいただき、申込の有無に関らず申込総括票のご記入をお願いします。推薦者の記名のみとし、捺印は不要です。

② 申込書(申込者記入)

[別紙] 令和8年度「地域住民のためのコンサート」(「三井住友海上文化財団 ときめくひととき」公演)申込書(以下「申込書」)

<「希望プログラム」の記入方法>

- ・プログラムリストから希望するプログラムを選択し、第3希望までご記入ください。内訳(A~D)がある場合は必ず選択し、「A・B・C・D」欄のいずれかに○印を付けてください。
- ・交流プランを希望する場合は、「交流プランの希望」欄の第1希望に◎印を、第2希望に○印を付けてください。さらに「交流プラン実施案」欄に、検討している対象、人数、会場等をご記入ください。
- ・交流プランの実施を希望しない場合は、「コンサートのみ希望」欄に○印を付けてください。

③ 添付資料

反響板を設置している舞台や客席の写真、施設パンフレット等の会場資料を必ず添付してください。

(3) 申込方法

全てデータ送付をお願いします。データ送付ができない場合に限り、紙面にて承ります。

申込有り	データ送付 (電子メール添付等)	申込総括票(Excel)、申込書(Word)、添付資料(PDF)
申込無し	データ送付 (電子メール添付)	申込総括票(Excel)

(4) 申込締切

上記「(3)申込方法」に基づき、令和7年9月30日(火)までにご送付をお願いします。

(注) 市町村から都道府県文化担当部局課への締切日は、都道府県ごとに異なります。都道府県文化担当部局課へ直接お問い合わせください。

(5) 選考結果の通知

当財団にて選考の上、10月中旬を目途に、推薦者宛に開催地およびプログラムを通知させていただく予定です。

(6) 開催市町村向けオンライン説明会

選考結果通知後、開催市町村ご担当者様向けのオンライン説明会を実施します。開催概要や今後の流れについて説明します。

(7) コンサート開催日の決定

「コンサート開催日調査票」を基に、開催地主催者の希望日を踏まえ出演演奏家と調整の上、決定します。

(8) 事前打合せ(コンサート開催月の約5ヵ月前)

開催地の実情や希望を踏まえたコンサートにするため、関係者が一同に会し、コンサートの具体的な内容について打合せを実施します。実施方法は「対面打合せ(当財団事務所)」もしくは「オンライン打合せ(zoom)」を主催者にご選択いただきます。コンサート開催月の約6ヵ月前に希望日程および実施方法についてお伺いします。

4. よくあるご質問 (FAQ)

Q 指定管理者も主催者となり、コンサートを開催することは可能ですか？

A 都道府県、市町村、当財団に加えて四者の共同主催で開催します。

Q 市町村教育委員会を主催者とすることは可能ですか？

A 市町村教育委員会が主催者に加わる、または市町村に替わることも可能です。

Q 指定管理者が民間企業や商工会等でも申込みすることは可能ですか？

A 市町村から指定を受けている団体であれば問題ありません。

Q 指定管理者が主催に入る場合、経費分担の指定はありますか？

A 指定はありません。チケット収入および開催地主催者が負担する経費の分担は、市町村と調整してください。なお、全て指定管理者の負担となる場合でも問題ありません。

Q 政令指定都市でも申込みすることは可能ですか？

A 可能です。

Q 実行委員会がコンサートを運営することは可能ですか？

A 可能です。ただし、申込者および主催者は必ず市町村または市町村教育委員会となり、実行委員会は原則として「主管」としていただきます。

Q 過去に採択されたことがあります、再び申込みすることは可能ですか？

A 何度でも応募いただけます。

Q 市町村内に文化ホールはありませんが、申込みすることは可能ですか？

A 文化ホールがない場合は、公民館や公立体育館（学校含む）を会場にすることが可能です。但し、博物館や文化財等は対象外とします。

Q 会場の規模（客席数）に制限はありますか？

A 制限はありません。

Q 予定の会場は建設中ですが、申込みすることは可能ですか？

A 年度内に開催が可能であれば問題ありません。申込みの際に会場資料が必須となりますので、可能な限り添付してください。

Q コンサートの前日や翌日も会場を使用しますか？

A プログラムにより、ピアノ調律や舞台の仕込み、リハーサルのために前日も会場を使用します。また、交流プラン（鑑賞教室、子どもミニコンサート、クリニック、マスタークラス）を実施する場合はコンサートの前日、当日、翌日のいずれかとなります。

Q 会場に反響板はありませんが、コンサートを開催することは可能ですか？

A 会場に反響板として代用可能なパネル等があれば使用します。代用できる備品がない場合は、当財団所有の仮設反響板を持ち込みます。（送料は当財団負担）

Q 会場にピアノはありませんが、ピアノをレンタルすることでピアノを必要とするプログラムを開催することは可能ですか？

A 可能です。ただし、レンタル費用は開催地主催者に負担いただきます。なお、レンタルするピアノはメーカーや機種を指定する場合があります。

5. お問い合わせ

公益財団法人 三井住友海上文化財団 （担当：宮下）			
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テコビル 5階		
TEL.	03-3562-9523（平日9:00～17:00）	FAX.	03-3535-7635
ホームページ	https://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/ ・本募集要項等の各種資料は、コンサート＞開催地募集 よりダウンロード可能です。		